平成２５年（フ）第５６２号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番18―1002号
ライオンズステーションプラザ西所沢
債務者　中林　満枝
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５８２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3806番地27
債務者　鎌田　真紀
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９３号
静岡県沼津市下香貫矢丸1191番地の２
債務者　山中　　明
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
静岡県沼津市下香貫矢丸1191番地の２
債務者　山中　絹代
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
静岡県熱海市東海岸町２番８号、前住所神奈川県横浜市金沢区平潟町19番11―302号
債務者　永田　茂孝
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
山形県鶴岡市西目丙101番地
債務者　庄司　　浩
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２７号
群馬県沼田市中発知町548番地
債務者　小野　幸夫
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
静岡県富士市蓼原1166番地の３　ペガサス富士705号、前住所静岡県富士市今泉3687番地の16
債務者　宮田　　学
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２８５号
香川県高松市円座町2149番地４
債務者　宮竹すみ子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
福岡県柳川市大和町塩塚393番地１
債務者　今村　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町77番地
二十世紀が丘マンション304号
債務者　高島千香良
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５９８号
千葉県柏市大塚町６番10号　大塚ハイツ102号
債務者　荒木　正登
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２２号
千葉県柏市富里２丁目１番９―204号
債務者　遠藤美智子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３１号
仙台市泉区将監１丁目19番４号　Ｐｅｎｓｈｕｒｓｔ Ｐｌａｃｅ105、従前の住所宮城県大崎市松山下伊場野字松木26番地23
債務者　小野　　宏
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５５号
仙台市青葉区錦ケ丘６丁目２番地の６
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６７号
仙台市宮城野区平成２丁目６番27号
債務者　太田　民男
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８３号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目６番地の４
雇用促進住宅大和宿舎１―504
債務者　小野寺淳一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９７号
仙台市青葉区昭和町３番33―1203号
債務者　工藤　修史
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係